(趣旨)

第1条 この規則は、浪江町環境基本条例(令和3年浪江町条例第2号)第20条第2項の 規定に基づき、浪江町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。

(所管事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 町長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
 - (2) 法令等の規定によりその権限に属させられた事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関し町長の意見を述べることができる。

(委員の任期等)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決する ところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(審議会の召集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、町長が招集する。